

平成25年度農業委員会総会審議結果について

農業委員会は、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者等から農地の売買、贈与、貸借、転用等各種の照会や相談に対応し、委員で申請を審議するため、毎月申請案件の現地を調査して総会を開催しています。

農業委員は、選挙により選出された方が16人、新ひだか町議会推薦委員が4人、農協推薦2人、土地改良区推薦1人、日高地区農業共済組合推薦1人の計24人です。

平成25年度における新ひだか町農業委員会総会での審議件数は、184件でした。その内訳は次のとおりです。

なお、「～条」というものは、「農地法」の条項のことで、「利用集積」というのは、農業経営基盤強化促進法によるものです。

○ **3条** 農地の権利移動で町内の農業者が申請する場合で、この場合は委員会が許可します。

件数	面積	内訳	件数	面積	静内	三石
27件 内不許可 0件	1,911,580m ² 	所有権移転	7件	87,924m ²	3件	4件
		賃貸借				
		使用貸借	14件	1,103,023m ²	4件	10件
		贈与	6件	720,632m ²	3件	3件
				計		10件

○ **4条** 農地の所有者が自分で農地を農地以外にする申請で、知事が許可します。

件数	面積	内訳	件数	面積	静内	三石
4件 内不許可 0件	1,933m ² 	農家住宅	2件	821m ²		2件
		農業用施設	2件	1,112m ²		2件
		宅地道路				
		駐車場				
				計		

○ **5条** 第三者が農地の所有者から農地の権利移動を受け農地以外にする申請で、知事が許可します。

件数	面積	内訳	件数	面積	静内	三石
7件 内不許可 0件	62,165m ² 	一般住宅	1件	297m ²	1件	
		医療施設	1件	495m ²	1件	
		砂利採取等	4件	43,245m ²	4件	
		資源エネルギー	1件	18,128m ²	1件	
				計		7件

- **利用集積(新規)** 農業経営基盤強化法に基づくもので、町に初めて農地の権利移動を申し出て決定することにより権利関係が発生することで、農業委員会が町から業務を受託しています。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
66件 内不決定 0件	2,211,095㎡ 	所有権移転	17件	681,655㎡	8件	9件
		賃貸借	45件	1,439,254㎡	9件	36件
		使用貸借	4件	90,186㎡		4件
		贈与				
				計		17件

- **利用集積(更新)** 今まで農地を賃貸借していた人が、再度、町に農地の権利移動を申し出て決定することにより権利関係が発生することで、農業委員会が町から業務を受託して行っています。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
32件 内不決定0件	861,553㎡	賃貸借	31件	828,819㎡	15件	16件
		使用貸借	1件	32,734㎡	0件	1件
				計		15件

- **現況証明** 農地の所有者が何らかの正当な理由で長年において農地が耕作できず、今後も農地として利用できる見込みもないことから、公簿地目の変更を法務局に申請するため、農地か農地でないかを農業委員会に証明してもらうための申請です。また山林等を農地として開発して証明をもらう場合もあります。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
19件 内不証明2件	310,369㎡	非農地	19件	310,369㎡	12件	7件
		農地				
				計		12件

- **現況確認** 農地の一部が耕作不適地などで荒廃したため、農業委員会に確認してもらい農家台帳の現況をかえることです。農地として確認してもらう場合もあり公簿地目の変更まで必要としません。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
1件 内不証明0件	2,466㎡	非農地				
		農地	1件	2,466㎡		1件
				計		

- 18条解約 農地の貸借人が貸借期間最中に、何らかの事情で互いに合意解約書を以って円満解決時に、農地の貸借関係を終了させることです。
委員会に解約通知が必要です。

件数	面積	内訳	件数	面積	静内	三石
賃貸借 20件	462,964m ²	合意解約	20件	462,964m ²	8件	12件
使用貸借 8件	338,718m ²	合意解約	8件	338,718m ²	2件	6件

